

(平成24年2月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認三重地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成21年1月1日とされ現在まで継続しているところ、申立期間のうち、同年1月1日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を同年1月1日とし、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成21年6月1日から同年7月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成21年7月1日から同年9月1日までの期間については、標準報酬月額の決定の基礎となる同年1月（資格取得日の属する月）において、標準報酬月額24万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額を24万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年1月1日から同年9月1日まで
平成21年1月から同年5月までの期間については、時効により年金額の

計算に反映されない記録となっているが、実際に勤務し厚生年金保険料も控除されていた。また、同年6月から同年8月までの期間についても、標準報酬月額の見直しを希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成21年1月1日から同年9月1日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金特例法を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成21年1月1日から同年7月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、同年7月1日から同年9月1日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、事後訂正により、平成21年1月1日に同社の被保険者資格を喪失し、同日付けで再度、同社の被保険者資格を取得しているところ、申立期間の標準報酬月額についても22万円に訂正されるとともに、同年1月1日から同年6月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる厚生年金保険被保険者期間とならない期間とされていることが確認できる。

しかし、当該期間について、申立人が保管している給与明細書及びA社から提出された賃金台帳から、申立人は当該事業所に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法を適用する期間については、同法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間のうち平成21年6月1日から同年7月1日までの期間について、前述の給与明細書及び賃金台帳から、申立人はその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたこと

が認められることから、当該期間の標準報酬月額を 24 万円に訂正することが必要である。

なお、平成 21 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したとしているが、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の 23 年 7 月 29 日に健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届及び同取得届を提出したこと、及び年金事務所が保管する「健康保険料厚生年金保険料児童手当拠出金調整伺（23 年 7 月分）」より事業主に保険料が返還済みであることが確認でき、年金事務所は、21 年 1 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所（当時）が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含み、訂正前の平成 21 年 6 月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、厚生年金保険法を適用する平成 21 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間については、申立人のオンライン記録によると、当該期間に係る標準報酬月額は、22 万円と記録されている。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書及び A 社から提出された賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 21 年 1 月（資格取得日の属する月）において、標準報酬月額 24 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていることが確認できる。

したがって、当該期間において、申立人の A 社における標準報酬月額を 24 万円に訂正することが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月 1 日から 50 年 1 月 16 日まで
② 昭和 50 年 1 月 17 日から同年 3 月 31 日まで

A社とB校に勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社から提出された職員台帳の記録及び雇用保険の加入記録から、申立人が同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当時は厚生年金保険の適用事業所ではない。」との回答が得られた上、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 50 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、複数の同僚に照会したところ、「A社は、設立当初は厚生年金保険の適用事業所ではなく、昭和 50 年 7 月に適用事業所になり、それ以前は給与から厚生年金保険料を控除されていなかった。」旨の供述が得られた。

申立期間②について、C委員会から提出された履歴書から、申立人がB校の臨時的任用講師として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、B校は厚生年金保険の適用事業所として見当たらない上、当時、同校を管轄していたD事業所は昭和 59 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間②については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、C委員会に照会したところ、「申立人は、臨時的任用講師として、週 6 日、一日 8 時間の勤務であったことは確認できるが、当

時の資料が残っていないため不明である。」との回答があり、これらを確認できる関係資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 11 月 30 日から同年 12 月 1 日まで

私は、A社在職中の昭和 58 年 1 月から同年 11 月まで、厚生年金保険料を毎月支払っていたが、資格喪失年月日を同年 11 月 30 日と誤記されたために、同年 11 月分の保険料が未納として記録されてしまった。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された労働者名簿には、申立人は昭和 58 年 11 月 30 日に同社を退職したことが記載されている。

しかしながら、A社に係る雇用保険の記録によると、昭和 58 年 1 月 7 日資格取得、同年 11 月 29 日離職となっており、オンライン記録により確認できる申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日及び喪失日と一致している。

また、申立人から提出された家計簿及びA社の事務担当者の供述から、申立期間当時、同社における社会保険料は翌月控除であったことが推認できる。ところが、同家計簿によると、同社から支払われた給与のうち、昭和 58 年 2 月支給分から同年 11 月支給分までは、厚生年金保険料控除額が記載されているものの、同年 12 月支給分の給与には保険料控除額が記載されていないことから、同給与から同年 11 月の厚生年金保険料は控除されていなかったと推認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1880（事案 656 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 26 日から 37 年 9 月 7 日まで

私が、申立期間にA社（現在は、B社）で雇用されていたことは同僚の証言でも明らかである。再調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、i) A社における複数の同僚の供述により、申立人が同社で勤務していたことは推認できるものの、申立人が同社での同僚としている5人のうち1人については、同社での厚生年金保険の加入記録が無い上、残る4人については、申立人の勤務期間に係る明確な記憶は無く、これらの同僚の記録は本人の記憶している勤務期間より厚生年金保険の加入期間が短い者もみられることから、同社においては、必ずしも勤務期間すべてについて厚生年金に加入させているとは言えない状況がうかがえること、ii) B社については、連絡先が不明であったため、申立人の厚生年金保険の適用状況等について確認できる関連資料や供述を得ることはできなかったこと、iii) 国民年金被保険者名簿によると、申立人と氏名及び生年月日等が一致する記録が存在し、申立期間は、国民年金保険料の納付済期間となっていることから、申立人が国民年金被保険者であったとも考えられること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 11 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな資料や事情を提示することなく、「申立期間に勤務していた同僚が厚生年金保険に加入しているのに、私の厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。」と主張しているが、前回聴取した同僚と異なる7人の同僚に聴取したものの、いずれも申立人の申立期間に係る勤務実態、

厚生年金保険の適用状況等についての回答を得ることはできなかった。

また、B社の連絡先が判明したため、申立人の厚生年金保険の適用状況等について照会したところ、「当時の資料は残っていないため不明である。」との供述があり、これらを確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

さらに、前回の申立てに係る調査において判明した上記国民年金被保険者記録は、既に申立人の基礎年金番号に統合されており、申立人の申立期間については国民年金保険料の納付済期間となっている。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月26日から35年3月25日まで
② 昭和35年4月7日から同年10月1日まで
③ 昭和43年7月20日から44年1月8日まで

船員手帳によると、申立期間において乗船しているにもかかわらず、船員保険の被保険者記録が無い。申立期間について、船員保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された船員手帳の記録によると、申立人が、A丸（船舶所有者は、B）に雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、A丸は、当初、C丸（船舶所有者は、B）で船員保険の適用事業所となり、昭和33年9月11日にA丸に船名変更が行われ、35年3月25日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっているが、同船の船員保険被保険者名簿に記載されている複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び船員保険の適用状況等について供述を得ることはできなかった。

また、A丸の船舶所有者（B）は既に他界しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間②について、申立人から提出された船員手帳の記録によると、申立人が、昭和35年4月7日から同年5月13日までの期間はD丸（船舶所有者は、E）に、同年5月13日から39年6月19日までの期間はD丸（船舶所有者は、B）に、雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、船舶所有者がEである船員保険被保険者名簿において被保険者資格を有する同僚から聴取したものの、申立人がD丸（船舶所有者は、

E) に乗船していたとの供述は得られず、申立人の申立期間②における勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することができなかった。

また、D丸（船舶所有者は、B）の船員保険被保険者名簿から、申立人が同船と一緒に乗船していたとして氏名を挙げた乗組員6人のうち、2人は申立期間②のうち昭和35年5月20日（D丸が船員保険の適用事業所となった日）以後の期間について被保険者資格を有していることが確認できるが、他の4人は被保険者資格が確認できない。

さらに、D丸（船舶所有者は、B）の船員保険被保険者名簿から被保険者資格が確認できる複数の同僚から聴取したが、申立人が同船に乗船していたとの供述は得られたものの、乗船時期までは覚えていないとしており、申立人の申立期間②における勤務実態及び船員保険の適用状況等について確認することはできなかった。

加えて、D丸（船舶所有者は、B）は昭和36年7月5日にF丸に船名変更が行われ、41年2月15日に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、船舶所有者も他界しており、申立人の申立期間②に係る勤務実態、船員保険の適用及び船員保険料の控除について関連資料や供述を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人から提出された船員手帳の記録によると、申立人が、昭和43年7月20日から45年12月17日までの期間において、G丸（船舶所有者は、H）に雇入れされていたことが確認できる。

しかしながら、G丸（船舶所有者は、H）の船員保険被保険者名簿において、申立人が同船に自分と二人で乗船していたと供述している同僚は、被保険者番号*番で申立人（被保険者番号*番）と同日の昭和44年1月8日に資格取得しており、申立期間③においては被保険者資格を確認できない。

なお、申立人は、船員手帳に記載された雇入年月日及び雇止年月日をもって申立期間が船員保険の被保険者期間に該当するものではないかと主張しているが、船員手帳の雇入契約の記載は、船員法において海上労働の特殊性を考慮し、労働者保護の実効性を期するため、船員が船舶に乗船する前に行政庁があらかじめその労働条件の適法性等を確認するために設けている労働契約の公認制度であり、必ずしも船員保険の被保険者期間と一致するものではないため、申立人が所持する船員手帳に記載の雇入年月日及び雇止年月日をもって、当該期間について、直ちに船員保険被保険者資格を取得していたこととはならない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1882 (事案 1511 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年10月から22年10月まで
② 昭和22年11月から23年6月1日まで
③ 昭和24年6月1日から26年1月20日まで
④ 昭和57年5月1日から58年8月1日まで

前回の申立ての際に提出した私の半生を記録した履歴表が正しいのは、現在も恩給を受給していることから明らかであり、その履歴表に申立期間①については、戦争終了後に勤務したと記載している。また、申立期間②、③及び④についても、前回提出した写真やはがき等から勤務していたことは明らかであり、受け取った給料から厚生年金保険料が控除されて厚生年金保険の被保険者資格を取得しているのが当然であるので、再調査の上、申立期間について、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) 申立人が提出した履歴表から、申立人がA事業所に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所については厚生年金保険の適用事業所として確認できないこと、ii) 当該事業所を管轄していたB県に申立人の厚生年金保険の適用状況等について照会したものの、当時の資料は残っていないため不明であるとの回答を得たこと、iii) 申立人が名前を挙げた二人の同僚を含む当時の同事業所における同僚の連絡先も不明であるため、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかったこと等を理由として、申立期間②及び③については、i) オンライン記録及びC社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同事業所は、昭和23年6月1日に初めて厚生年金保険が適用されており、申立期間②当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかった上、申立人が提出した年金

手帳には、初めて被保険者となった日も同年6月1日と記載されていること、ii) 当該事業所名簿から申立人及び複数の同僚が資格喪失後に再取得している上、申立人が記憶しており、商業登記簿謄本から申立人と同じ有限責任社員であったことが確認できる同僚一人については、申立人と同日に資格喪失及び再取得していること、iii) 申立期間③に勤務していた同僚のうち連絡先が判明した5人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかったこと等を理由として、申立期間④については、i) D社における当時の役員等関係者に照会したものの申立人の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) オンライン記録より確認できる当該期間に同社において勤務していた同僚6人に照会したところ、いずれも当時の記憶は不明であり申立てに係る事実を確認できる供述を得られなかったこと、iii) 雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と合致していること等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成23年3月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は新たな資料や事情を提示することなく、「勤務していたことは確実であるから、厚生年金保険に加入していた。」と主張しているが、申立期間①については、総務省人事・恩給局に照会したところ、申立人が受給している陸軍軍人普通恩給の实在職年については、昭和10年6月1日から20年11月3日までであることから、同日以前については、A事業所に勤務していないことがうかがえる。また、申立期間②及び③について、C社に勤務していた同僚9人に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。さらに申立期間④について、D社に勤務していた同僚5人に照会したものの、いずれも当時の記憶は不明であり、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

したがって、申立人の主張については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

三重厚生年金 事案 1883 (事案 1274 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月頃から 32 年 2 月 7 日まで

私は、昭和 30 年 8 月頃から 32 年 2 月 7 日まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。紙台帳を調査し、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、前回、申立人が記憶する同僚の供述により、勤務期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できるが、i) 商業登記簿謄本によると、A 社は昭和 49 年 12 月 3 日に解散している上、当時の代表取締役は他界又は連絡先不明であるため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について関連資料や供述を得ることはできなかったこと、ii) A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 10 月 15 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間について、A 社の厚生年金保険被保険者台帳により事実関係を確認してほしいと主張していることから、申立人の当該事業所の厚生年金保険被保険者台帳を確認したところ、申立期間前及び申立期間後の他事業所の厚生年金保険被保険者台帳は確認できるものの、A 社に係る厚生年金保険被保険者台帳は確認できなかった。

また、申立人が申立事業所で一緒に勤務していた同僚として氏名を挙げた二人の女性のうち、一人はオンライン記録において被保険者資格を確認できず、他の一人についても、同人が被保険者資格を取得した時期は、申立人が

申立事業所を退職したと主張する昭和 32 年 2 月から 1 年以上経過した 33 年 4 月であることを踏まえると、申立期間当時、A 社においては、必ずしも全ての従業員に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたとは言えない状況がうかがえる。

したがって、申立人が主張している事情を調査しても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 18 日から同年 10 月 21 日まで
申立期間について、私は、A社（現在は、B社）で勤務していたため、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等についてB社に照会したところ、「当社が保管している退職者名簿において、申立人が昭和 58 年 9 月 21 日に入社し、同月 28 日に退職したことは確認できるが、被保険者資格取得簿に申立人の氏名は無い。入社した月の月末まで在籍していなければ、社会保険への加入手続を行わないこともある。」との回答があった。

また、上記退職者名簿に記載されている同僚のうち、申立人と同様に、同月内でA社を入退社している同僚6人のオンライン記録を確認したところ、そのうち5人についても同社に係る厚生年金保険被保険者の記録は無い上、当該同僚を含む複数の同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険の適用状況等について供述を得ることはできなかった。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間について、申立人の被保険者原票は無く、健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。